

沖縄県立中部病院給排気ファン更新工事

2 0 2 3

沖縄県立中部病院

図 面 目 録					
図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺
		A - 1			A - 1
M - 0 0	図 面 目 録	N / S	M - 1 1	1階 給排気ファン配置図	S = 1 / 2 0 0
M - 0 1	特 記 仕 様 書 ①	N / S	M - 1 2	1階ISS 給排気ファン配置図	S = 1 / 2 0 0
M - 0 2	特 記 仕 様 書 ②	N / S	M - 1 3	2階 給排気ファン配置図	S = 1 / 2 0 0
M - 0 3	特 記 仕 様 書 ③	N / S	M - 1 4	3階 給排気ファン配置図	S = 1 / 2 0 0
M - 0 4	特 記 仕 様 書 ④	N / S	M - 1 5	7階・塔屋 給排気ファン配置図	S = 1 / 2 0 0
M - 0 5	配 置 図 ・ 案 内 図	N / S	M - 1 6	1階厨房 排気ファン更新詳細図(1)	S = 1 / 5 0
M - 0 6	機器表 (1)	N / S	M - 1 7	1階厨房 排気ファン更新詳細図(2)	S = 1 / 5 0
M - 0 7	機器表 (2)	N / S	M - 1 8	1階ISS 給排気ファン詳細図 (1)	S = 1 / 5 0
M - 0 8	ダクト系統図 (1)	N / S	M - 1 9	1階ISS 給排気ファン詳細図 (2) ・ (3)	S = 1 / 5 0
M - 0 9	ダクト系統図 (2)	N / S	M - 2 0	3階・7階空調機械室 給排気ファン詳細図	S = 1 / 5 0
M - 1 0	地下1階 給排気ファン配置図	S = 1 / 2 0 0			

令和5年版 建築工事特記仕様書【機械設備工事編】 沖縄県土木建築部		章	項 目	特 記 事 項																																																																																							
令和5年1月 改訂版																																																																																											
1 工事概要																																																																																											
(1) 工 事 名：沖縄県立中部病院給排気ファン更新工事				エ さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に入入りすることのないようにすること。																																																																																							
(2) 工事場所：沖縄県うるま市宮里281番地 (地域地区等：第1種中高層住宅専用地域)				オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。																																																																																							
(3) 敷地面積： 38,405.80㎡				カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。																																																																																							
(4) 建物概要				キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。																																																																																							
<table><tr><th rowspan="2">建築物の名称</th><th rowspan="2">構造及び階数</th><th>延べ面積</th><th>用途区分</th></tr><tr><th>(㎡)</th><th>消防法施行令別表第一</th></tr><tr><td>沖縄県立中部病院</td><td>RC造 7階建(地下1階 塔屋1階)</td><td>7,962.04</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注：延べ面積は建築基準法による表記)		建築物の名称	構造及び階数	延べ面積	用途区分	(㎡)	消防法施行令別表第一	沖縄県立中部病院	RC造 7階建(地下1階 塔屋1階)	7,962.04										計																																																																							
建築物の名称	構造及び階数			延べ面積	用途区分																																																																																						
		(㎡)	消防法施行令別表第一																																																																																								
沖縄県立中部病院	RC造 7階建(地下1階 塔屋1階)	7,962.04																																																																																									
計																																																																																											
(5) 工事科目（○印を付けたものを適用する）				(10) 不正軽油の使用禁止等について																																																																																							
<table><tr><th rowspan="2">工事科目</th><th colspan="3">建築別及び屋外</th></tr><tr><th>新設</th><th>更新</th><th>屋外</th></tr><tr><td>空気調和設備</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>換気設備</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>排煙設備</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>自動制御設備</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>衛生器具設備</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>給水設備</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>排水設備</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>給湯設備</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>消火設備</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ガス設備</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>厨房機器設備</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>浄化槽設備</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>エレベーター設備</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>小荷物専用昇降機設備</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>エスカレーター設備</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>撤去工事</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>発生材処理</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>軽微な電気設備工事</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>軽微な建築工事</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		工事科目	建築別及び屋外			新設	更新	屋外	空気調和設備				換気設備		○		排煙設備				自動制御設備				衛生器具設備				給水設備				排水設備				給湯設備				消火設備				ガス設備				厨房機器設備				浄化槽設備				エレベーター設備				小荷物専用昇降機設備				エスカレーター設備				撤去工事		○		発生材処理				軽微な電気設備工事				軽微な建築工事		○								ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。
工事科目	建築別及び屋外																																																																																										
	新設	更新	屋外																																																																																								
空気調和設備																																																																																											
換気設備		○																																																																																									
排煙設備																																																																																											
自動制御設備																																																																																											
衛生器具設備																																																																																											
給水設備																																																																																											
排水設備																																																																																											
給湯設備																																																																																											
消火設備																																																																																											
ガス設備																																																																																											
厨房機器設備																																																																																											
浄化槽設備																																																																																											
エレベーター設備																																																																																											
小荷物専用昇降機設備																																																																																											
エスカレーター設備																																																																																											
撤去工事		○																																																																																									
発生材処理																																																																																											
軽微な電気設備工事																																																																																											
軽微な建築工事		○																																																																																									
				イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。																																																																																							
				(11) 設計図書における資材等の取扱いについて																																																																																							
				ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。																																																																																							
				イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。																																																																																							
				ウ 「参考図」は建設工事請負契約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。																																																																																							
				(12) ガイドライン等の遵守について																																																																																							
				設計変更等について、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（営繕工事編）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。																																																																																							
				(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について																																																																																							
				ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。																																																																																							
				また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事団体が作成した標準見積書に沿って作成させた法定福利費を内訳明示した下請企業の見積もりの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。																																																																																							
				イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。																																																																																							
				【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】 http://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf																																																																																							
				【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】 http://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf																																																																																							
				【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】 ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産>各団体が作成した標準見積書 http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html																																																																																							
2 本工事の設計時期																																																																																											
本工事の設計書は、令和5年8月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和5年8月の公共工事設計労務単価等に基づいて作成してる。																																																																																											
3 機械設備工事仕様																																																																																											
(1) 標準仕様書等																																																																																											
ア 図面及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（令和4年版）（以下「標準仕様書」という。）、 「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（令和4年版）（以下「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」（令和4年版）（以下「標準図」という。）による。																																																																																											
イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）による。																																																																																											
(2) 特記仕様																																																																																											
ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。																																																																																											
イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。																																																																																											
ウ 項目の記載に、（ ． ． ）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。																																																																																											
4 その他																																																																																											
(1) 公共事業労務費調査に対する協力																																																																																											
ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成時においても同様とする。																																																																																											
イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。																																																																																											

日付	2023. 08. 25	工事名称	沖縄県立中部病院給排気ファン更新工事	縮尺	N/S
作図	施設管理技士 宮平	図面名称	特記仕様書①	図面番号	M-01

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項											
① 一 般 共 通 事 項	① 工事実績情報の登録 (1. 1. 4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額500万円未満の工事については、工事については、登録を要しない。	⑩ 施工管理体制 (1. 3. 1)	(1) 工事請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合8,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・ 請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。 ※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査完了後の期間 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約期間中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。	⑪ 発生材の処理等 (1. 3. 9)	ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ プルトーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット（基礎工用機械で独立したもの） キ ローラ類 ク ホイールクレーン	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、既存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など） (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 <table><tr><td></td><td colspan="2">発生材の種類及び処理方法</td></tr><tr><td>引渡しを要するもの</td><td>○ 無</td><td>・ 有（図示）</td></tr><tr><td>特別管理産業廃棄物</td><td>○ 無</td><td>・ 有（図示） ※現場調査を行う</td></tr><tr><td>再利用を図るもの</td><td>○ 無</td><td>・ 有（図示）</td></tr></table>		発生材の種類及び処理方法		引渡しを要するもの	○ 無	・ 有（図示）	特別管理産業廃棄物	○ 無	・ 有（図示） ※現場調査を行う	再利用を図るもの	○ 無	・ 有（図示）
		発生材の種類及び処理方法																	
	引渡しを要するもの	○ 無		・ 有（図示）															
	特別管理産業廃棄物	○ 無		・ 有（図示） ※現場調査を行う															
再利用を図るもの	○ 無	・ 有（図示）																	
② 適用図書等 (1. 1. 6)	※公共建築工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修) ※公共建築設備工事標準図(令和4年版)(国土交通大臣官庁官庁営繕部設備・環境課監修) ※営繕工事写真撮影要領(令和3年版) ※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(令和4年版)(国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修) ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業(建築材料等・設備機材等)評価名簿(令和4年版)(一般社団法人公共建築協会)	(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。	(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下「QOBRIS」という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時にQOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。																
③ 別契約の関連工事 (1. 1. 7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表－1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障がきたさないように、施行に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。	① 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で指示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）。のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ○資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工監理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・ 資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者	(4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出 ②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件のうちから運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。															
④ 工事の一時中止に係る事項 (1. 1. 9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。	② 管理技術者の兼務 (特例管理技術者の配置)	※ 本工事は、建築業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建築業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。	(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とするとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに記載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。															
5 工事の余裕期間	(1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とする。 (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものであるとする。 (5) 受注者は、着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内において資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。	13 電気保安技術者 (1. 3. 2)	電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。	イ 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱について（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。															
6 概成工期 (1. 2. 1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。	14 施工条件 (1. 3. 3)	施工条件は、図示及び以下による。 ()	ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱について（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。															
⑦ 施工図等 (1. 2. 3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用权は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施行に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着手前までに提出し承諾を受ける。	15 交通安全管理 (1. 3. 6)	国道6路線及び県道7路線における警備業務が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること（令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号）	(7) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収に要する機器、配管等などがある場合は、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。															
⑧ 工事の記録 (1. 2. 4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。	⑪ 施行中の環境保全等 (1. 3. 8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260Kw）																
⑨ 設計図CADデータの貸与	本工事は発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外にしようしてはならない。																		

沖縄県立中部病院	日付	2023. 08. 25	工事名称	沖縄県立中部病院給排水ファン更新工事	縮尺	N/S
	作図	施設管理技士 宮平	図面名称	特記仕様書②	図面番号	M-02

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項															
18	工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ※火災保険 ※組立保険 ※請負業者賠償責任保険 ・建設工事保険 ・労働災害総合保険 (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請業者に対する加入を指導する。 エ 工事完了後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。	24	完成時の提出図書 (1. 7. 1)	(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は電子媒体で(正)1部提出する。 「要領」で特に記載がない項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (5) 建築物等の利用に関する説明書について ○ 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 (6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。 本工事は沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。	31	墜落制止用器具	・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。															
		32			「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事			本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領(案)」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施容量」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。															
		33			建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について			本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の対象工事であり、受注後に「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」により実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」、及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。															
19	ゆいくる材について	(1) ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することが出来ない場合は、新材を使用する。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試験採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会いのもと、実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。	25	情報共有システムの使用	(1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1/10 【推奨ブラウザ】：Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は沖縄県CALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。 主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図を記載したアクリル樹脂製の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。 監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。 監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。	22	共通工事	総合調整は以下の項目を行うこと。 ○ 風量調整 ○ 水量調整 ○ 室内外空気の温湿度の調整 ・ 室内気流及びじんあいの調整 ○ 騒音、振動の調整 ・ 飲料水の水質の測定 ・ 雑用水の水質の測定 ○ 運転状態(総合調整結果)の記録 ※ 管材は別表一による。ただし、図示されたものを除く。															
		26			標識その他 (1. 7. 4)				・ 地中埋設機の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・ アスファルト舗装以外の地中埋設機は、(・コンクリート製 ・鉄製)とする。														
		27			機材			図示及び契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種別、施工箇所等は図示による。 露出部分は全て塗装を施すこと。															
20	機材の品質等 (1. 4. 2)	※工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」)一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。	28	施工	(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ・ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・ (2) 建築物導入配管で不動沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 本工事は磁気深査業務を含む。実施は「磁気深査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。	30	磁気深査	本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、請負者の負担とする。 監督員事務所を本工事で(※設置しない ・ 設置する(・ 構内 ・ 構外 ・ 既存建物内一部使用))。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。															
		29			耐震施工																		
		30			磁気深査																		
21	技能士 (1. 5. 2)	技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ○ 配管施工(建築配管作業) ○ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ○ 冷凍、空調調和機器施工(冷凍、空調調和機器施工作業) ○ 建築板金施工(ダクト板金作業)	30	磁気深査				・ 足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。															
22	化学物質の濃度測定 (1. 5. 8)	(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 <table><tr><td>測定対象室</td><td>測定箇所数</td><td>測定時期</td><td>備 考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備 考																	
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備 考																				
23	技術検査 (1. 6. 2)	中間技術検査を行う。実施回数及び治癒する段階は以下による。 ()																					

沖縄県立中部病院	日付	2023. 08. 25	工事名称	沖縄県立中部病院給排水ファン更新工事	縮尺	N/S
	作図	施設管理技士 宮平	図面名称	特記仕様書③	図面番号	M-03

章	項 目	特 記 事 項
	7 土工事 (4.2.1)	建設発生土の処分は次による。 ※ 構内敷ならし ・ 構内たい積 ・ 場外搬出適切な処理 搬出先名称 () 搬出先所在地 () 運搬距離 (Km) 搬出先基準(条件) ()
	8 その他	(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。 (2) 以下の負担金は請負者の負担とする。 ・ 水道引込に係る負担金 (円) 税抜き ・ ガス引込に係る負担金 (円) (3) 図示されたものを除き、以下による ※
③ 換気設備工事	① 送風機	遠心送風機 (1) 構成は、ケーシング、羽根車、主軸、軸受け、電動機等とし、VベルトとVプーリーによるVベルト駆動形とする。ただし、小型の遠心送風機（呼び番号2未満）は、電動機直動形でもよい。 (2) 羽根車の材質は、塗装若しくは防錆処理を施した鋼板（亜鉛鉄板等を含む。）又はアルミニウム材とする。 (3) Vベルト駆動形の場合、軸受けは、潤滑油の補充ができる構造（シール軸受及びシールド軸受けは除く。）とし、主軸の材質は、JIS 6405「機械構造用炭素鋼鋼材」のS30C以上のものとする。 (4) Vベルト駆動形の場合は、危険防止用のベルトガードを設ける。 軸流送風機及び斜流送風機 (1) 構成は、ケーシング、羽根車、主軸、軸受け、電動機等とし、Vベルト駆動形又は電動機直動形とする。 (2) ケーシング、羽根車、主軸及び軸受けは、「遠心送風機」の当該事項による。なお、斜流送風機の羽根車の材質は、合成樹脂としてもよい。 (3) Vベルト駆動形の場合は、危険防止用のベルトガードを設ける。 消音ボックス付送風機 (1) 消音ボックス付送風機は、「遠心送風機」による小型の遠心送風機（呼び番号2未満）又は、「軸流送風機及び斜流送風機」による斜流送風機（呼び番号3以下）を消音ボックスに納めた構造とする。 なお、遠心送風機の羽根車の材質は、合成樹脂としてもよい。 (2) 消音ボックスは、外装に消音内張りを施した箱形又は円筒形とする。 (3) 外装は、内部の点検が可能な構造とし、材質は、厚さ0.8mm以上の塗装又は防錆処理を施した鋼板（亜鉛鉄板等を含む。）とする。 (4) 消音内張りは、JIS A 6301「吸音材料」のグラスウール吸音ボード（40K厚さ25mm）又は同等以上の吸音性能を有する材料を、ガラス繊維等の飛散防止処理を施し、紙、鍍金、接着剤等で張付けたものとする。 なお、遠心送風機の羽根車の材質は、合成樹脂としてもよい。
	② たわみ継手	一般ダクト（排煙用は除く。）に用いるたわみ継手は、次による。 (7) 繊維系クロスは二重にした構造で、内部にピアノ線を挿入する等の変形抑制装置を施したものとする。 (4) 繊維系クロスは、不燃性能を有し、片面に漏れ防止用のアルミニウム箔をを貼付けたものとする。
	③ その他	※病院空調設備の設計・管理指針（HEAS-02-2022 一般社団法人日本医療福祉設備協会発行 病院設備設計ガイドライン）に準拠すること。 ※機器更新範囲は、キャンバス付は、キャンバスまで含む。 ※工事に伴う粉塵等による感染症対策を実施すること。 対策方法については、病院監督員の指示による方法とする。

工事内容		本工事	別途工事	
		機械	電気	建築
機器の基礎	屋内設置（課題、アンカーボルトを除く）	・		※
	屋上設置（課題、アンカーボルトを除く）	・		※
	屋外設置（課題、アンカーボルトを除く）	※	・	
	架台、アンカーボルト	※		・
貫通スリーブ （はり、床、壁）	スリーブ	※		・
	補強鉄筋	・	※	
	スリーブの穴埋め	※		・
箱入れ （はり、床、壁）	箱入れ	※		・
	補強鉄筋	・	※	
	型枠の穴埋め	※		・
天井、壁切り込み	塵出し	※		・
	下地組み、ボード類切り込み （埋込照明器具、スピーカー等）	・		※
開口部補強	軽重鉄骨天井、壁下地	・		※
インサート	インサート	※		・
外気取入ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・		※
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・	
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・	
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※	
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作盤間の配線	・	※	
	上記の配線	※	・	
	パッケージ型空調機器などで屋内機と屋外機との間の配管	・	※	
	上記の配線	※	・	
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※	・	
自動制御	上記の配管、配線	・	※	
	電気配管	・	・	
	電気配線	・	・	
浄化槽	電源供給	・	※	
	コンクリート躯体	・		・
	基礎コンクリート	※		・
	基礎杭	・		・
	根切り、埋戻し	※		・
	残土処理	※		・
	防護柵	・		・
	土止め工事	・		・
	保護砂	・		・
	湧水処理	・		・
	送風機室（換気用送風機を含む）	・		・
	操作盤までの1次側電気工事	・	※	
	操作盤以降の2次側電気工事	※	・	
桶	ルーフドレン及び立て桶	・		※
	立て桶接続用設備引管	・		※
流し類	台所流し台、手洗い流し台（SUS入研ぎ共）	・		※
	上記配管接続	※		・
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	※		・
カウンター	はめ込洗面器カウンター	※		・
身障者用手すり	衛生器具廻り	※		・
	その他手すり	・		※

※配線は接続を含むものとする。

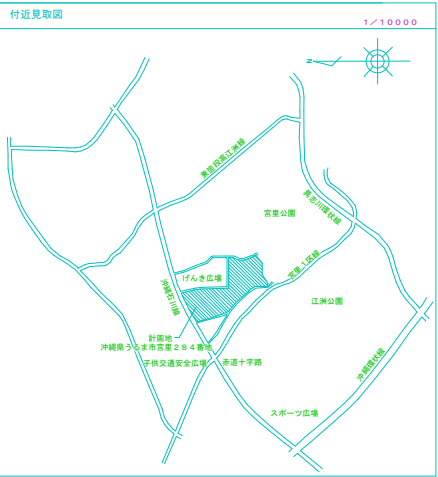
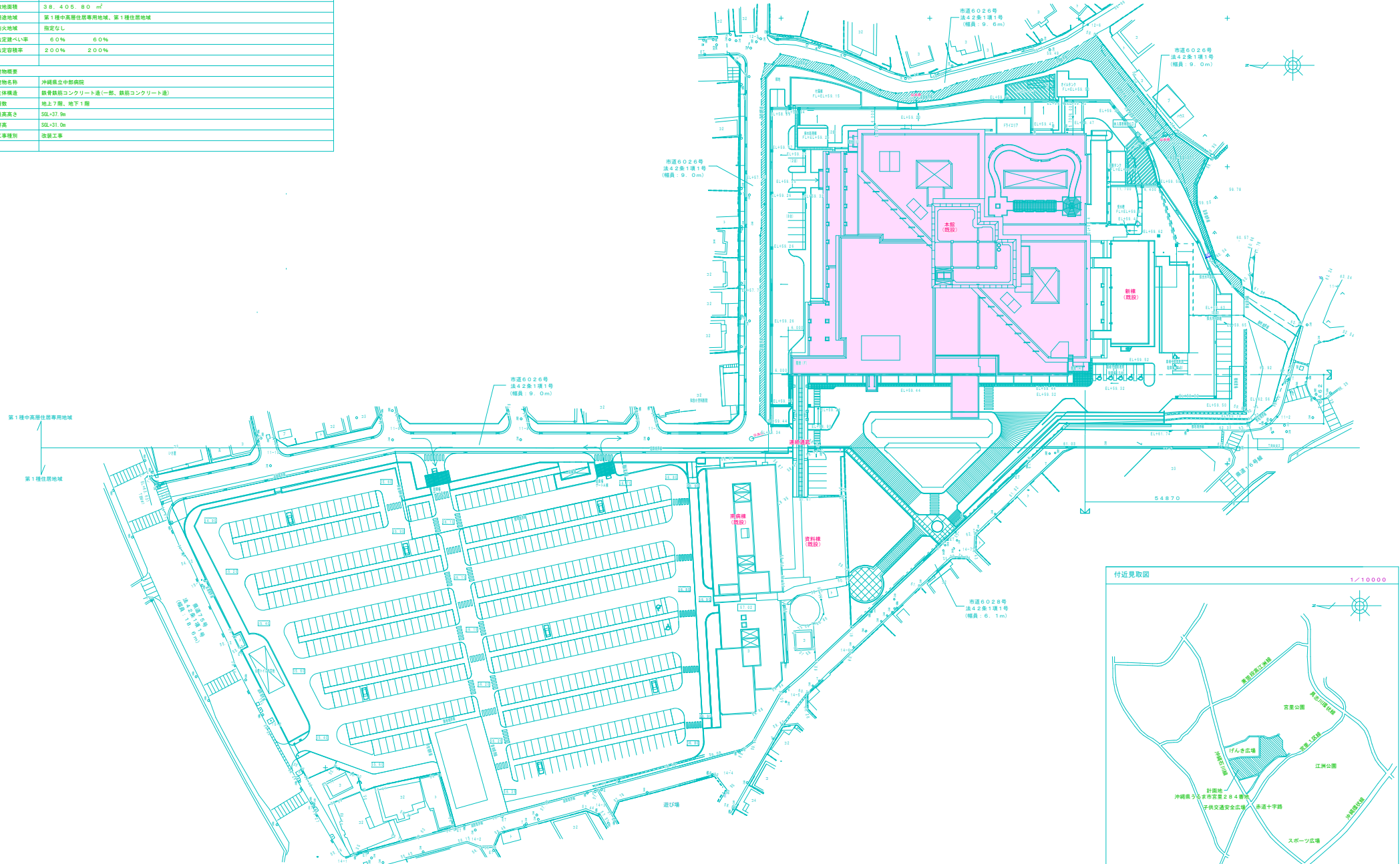
特記事項

- 空調機器、換気機器、衛生機器、器具類及び配管、ダクト等の設備機器全ての撤去を行う。
又配管撤去等により使用建物へ支障がないよう仕切り止め等を行う。
- 配管撤去等による使用建物の損傷部分は現状復旧を行う。
- 保温材は、配管・ダクト等より分離する。
- ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。
- ダクト及び配管等の接続用ガasket、パッキン・吊りボルト等は適切な処理を行うこと。
- 撤去された再生材は、再資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等によるほか、建築副産物の適正処理推進要綱に従い適切に処理する。
- 工事の着手、施行、完成にあたり関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。
- アスベストの調査及び撤去に関しては、監督員と協議すること。
- 施工方法及び時間に考慮が必要な機器があるため、監督員の指示に従うこと。

別表－2（管材）		
用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	圧力配管用炭素鋼鋼管
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	圧力配管用炭素鋼鋼管
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	地中配管	
油管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	圧力配管用炭素鋼鋼管
	地中配管	
フライン管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	地中配管	
冷媒管	屋内一般配管	冷媒・被覆銅管
	機械室・便所配管	冷媒・被覆銅管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	冷媒・被覆銅管
	地中配管	
給水管	屋内一般配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニル管（HI-VP）
	機械室・便所配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニル管（HI-VP）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	水道用硬質塩化ビニル（ライニング）鋼管（SGP-VB）
	地中配管	
給湯管	屋内一般配管	保温付被覆銅管
	機械室・便所配管	保温付被覆銅管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	保温付被覆銅管
	地中配管	
消火管	屋内一般配管	消火・塩ビ・被覆銅管（SGP-VS）
	機械室・便所配管	消火・塩ビ・被覆銅管（SGP-VS）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	消火・塩ビ・被覆銅管（SGP-VS）
	地中配管	消火・塩ビ・被覆銅管（SGP-VS）
排水管	屋内一般配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	機械室・便所配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	地中配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
通気管	屋内一般配管	通気・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	機械室・便所配管	通気・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	通気・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	地中配管	通気・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
ガス管	屋内一般配管	ポリエチレン・配管用炭素鋼鋼管（白）
	機械室・便所配管	ポリエチレン・配管用炭素鋼鋼管（白）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	ポリエチレン・配管用炭素鋼鋼管（白）
	地中配管	ポリエチレン被覆銅管
特記事項		
※冷媒管に断熱材被覆管を使用した場合の断熱材厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。		
※給湯・銅管（保温使用は、公共建築工事標準仕様書 表2.3.5（C2.（ロ）.1）関係が50m未満は、 保温厚20mm/m以上の保温材巻とする。		

沖縄県立中部病院	日付	2023. 08. 25	工事名称	沖縄県立中部病院給排気ファン更新工事	縮尺	N/S
	作図	施設管理技士 宮平	図面名称	特記仕様書④	図面番号	M-04

計 画 概 要	
敷地面積	
所在地	沖縄県うるま市宮里281地
敷地面積	38,405.80㎡
用途地域	第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域
防火地域	指定なし
法定建ぺい率	60% 60%
法定容積率	200% 200%
建物概要	
建物名称	沖縄県立中部病院
主体構造	鉄骨鉄筋コンクリート造(一部、鉄筋コンクリート造)
階数	地上7階、地下1階
最高高さ	55.37.0m
軒高	55.31.0m
工事種別	改修工事

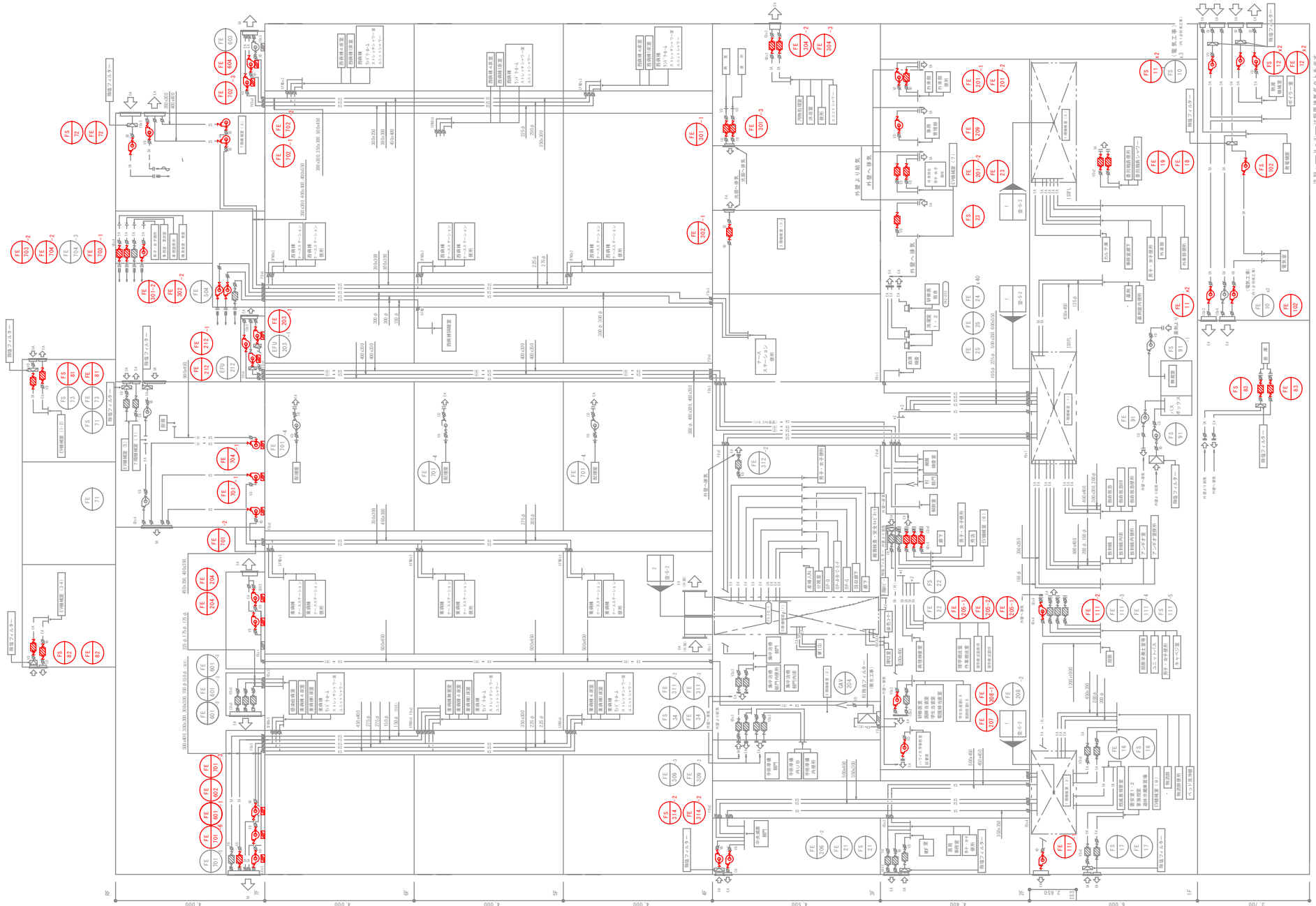


機器リスト：送風機													※ 青 字 取 替 給 排 気 フ ァ ン														
機器番号	系 統 名	種 別	型 式	番 手 羽根径	図 付	風 量 CMH	静 圧 mmAq	防 振	付属電動機		台 数	据付位置	備 考	機器番号	系 統 名	種 別	型 式	番 手 羽根径	図 付	風 量 CMH	静 圧 mmAq	防 振	付属電動機		台 数	据付位置	備 考
									電 源	容量KW													電 源	容量KW			
F5- F5-10	給気ファン	共通事項	フィルタボックス及び塩害除去フィルタを付属とする。						フィルターボックスを付属とする。(フィルター性能：NB885%)				F5-71 F5-73	空調機械室 (1)	※3	排気	ストレートシロッコファン	1 3/4	天井吊	1,400	10	防振吊り	3φ200V	0.24	1	7F 空調機械室	F5-71と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612
F5-11	給気ファン	※1	給気	片吸込シロッコファン	5	天井吊	2,600	3.5	防振吊り	3φ200V	7.5	2	1F ボイラ室	F5-11と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-12	換気装置	※1	給気	片吸込シロッコファン	3	天井吊	7,600	3.7	防振吊り	3φ200V	2.2	2	1F 換気装置	F5-11と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-13	1.5S 空調機械室 (1)	※3	排気	片吸込シロッコファン	2 1/2	床置き	6,000	5.1	防振スプリング	3φ200V	1.5	1	1.5S	F5-11と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-14	1.5S 空調機械室 (2)	※2	排気	片吸込シロッコファン	2	天井吊	3,100	5.7	防振吊り	3φ200V	1.5	1	1.5S	F5-11と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-15	1.5S 空調機械室 (3)	※1	給気	片吸込シロッコファン	1 1/2	天井吊	2,600	4.0	防振吊り	3φ200V	1.5	1	1.5S	F5-11と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-16	エレベーター機械室-9	※3	排気	ストレートシロッコファン	2	天井吊	1,400	4.6	防振吊り	3φ200V	0.55	1	1F EVMR	F5-11と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-17	図書室	※3	排気	消費型ストレートシロッコファン	1 3/4	天井吊	1,000	3.7	防振吊り	3φ200V	0.24	1	1F	F5-11と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-21	MD F室	※3	排気	消費型ストレートシロッコファン	1 1/2	天井吊	250	2.5	防振吊り	1φ100V	65W	1	2F MDF	F5-21と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-22	エレベーター機械室-6	※3	排気	消費型斜流ファン	4 1/2	天井吊	2,300	5.2	防振吊り	3φ200V	1.3	1	2F EVMR	F5-22と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-23	エレベーター機械室-7	※1	排気	消費型ストレートシロッコファン	1 3/4	天井吊	1,600	2.2	防振吊り	3φ200V	0.5	1	2F EVMR	F5-23と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-31	空調機械室	※2	排気	片吸込シロッコファン	2	天井吊	4,500	4.3	防振吊り	3φ200V	1.5	1	3F EVMR	F5-31と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-32	UP R室	※2	排気	ストレートシロッコファン	1 3/4	天井吊	800	3.9	防振吊り	3φ200V	0.24	1	3F UP R	F5-32と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-33	エレベーター機械室-8	※2	排気	片吸込シロッコファン	2	天井吊	4,000	4.6	防振吊り	3φ200V	1.5	1	3F EVMR	F5-33と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-34	3F機械室 (2)	※3	排気	消費型ストレートシロッコファン	1 1/2	天井吊	500	2.2	防振吊り	3φ200V	0.18	1	3F 機械室 (2)	F5-34と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-71	空調機械室 (1)	※3	排気	ストレートシロッコファン	1 3/4	天井吊	1,400	2.3	防振吊り	3φ200V	0.24	1	7F 空調機械室	F5-71と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-72	空調機械室 (2)	※1	給気	消費型ストレートシロッコファン	1 1/2	天井吊	600	3.5	防振吊り	3φ200V	0.15	1	7F 空調機械室	F5-72と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-73	エレベーター機械室-5	※3	排気	ストレートシロッコファン	1 1/2	天井吊	800	2.6	防振吊り	3φ200V	0.18	1	7F EVMR	F5-73と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-81	エレベーター機械室-1, 2	※1	給気	ラインファン	4	天井吊	2,800	3.1	防振吊り	3φ200V	0.7	1	PH EVMR	F5-81と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-82	エレベーター機械室-3, 4	※2	給気	ラインファン	3	天井吊	2,800	3.6	防振吊り	3φ200V	0.45	1	PH EVMR	F5-82と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-83	81階 倉庫	※3	排気	ラインファン	3	天井吊	1,800	2.5	防振吊り	3φ200V	0.3	1	81階 倉庫	F5-83と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-91	1階図書室	※2	排気	ブローファン		天井吊	2,400	4.5	防振吊り	1φ100V	150W	1	1.5S	F5-91と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-101-1	2階外排気	※1	排気	片吸込シロッコファン	3	天井吊	7,200	7.0	防振吊り	3φ200V	3.7	1	1.5S	F5-101-1と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-101-2	2階外排気	※1	排気	片吸込シロッコファン	1 1/2	天井吊	3,200	4.0	防振吊り	3φ200V	1.5	1	1.5S	F5-101-2と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-102	電気室	※1	排気	片吸込シロッコファン	2	天井吊	3,000	2.0	防振吊り	3φ200V	0.75	1	1F 電気室	F5-102と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-104-1	換気装置	※2	排気	片吸込シロッコファン (消費型)	2	天井吊	3,410	2.8	防振吊り	3φ200V	1.5	1	1.5S	F5-104-1と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-104-2	換気装置	※2	排気	片吸込シロッコファン (消費型)	1 1/2	天井吊	1,550	2.9	防振吊り	3φ200V	0.75	1	1.5S	F5-104-2と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-104-3	換気装置	※2	排気	ストレートシロッコファン (ガルバー)	1 1/4	天井吊	220	1.5	防振吊り	1φ100V	20W	1	1.5S	F5-104-3と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-105-1	換気装置	※2	排気	片吸込シロッコファン	2	天井吊	4,340	4.1	防振吊り	3φ200V	1.5	1	1.5S	F5-105-1と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-105-2	換気装置	※2	排気	ストレートシロッコファン	3	天井吊	1,200	7.0	防振吊り	1φ100V	16W	1	1.5S	F5-105-2と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-106	カルテ室	※1	排気	片吸込シロッコファン	1	天井吊	1,000	2.5	防振吊り	3φ200V	0.4	1	1.5S	F5-106と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-107-1	事務室・待合	※1	排気	片吸込シロッコファン	1 1/2	天井吊	1,850	3.5	防振吊り	3φ200V	0.75	1	1.5S	F5-107-1と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-107-2	待合室	※1	排気	消費型ストレートシロッコファン	1 1/2	天井吊	900	3.5	防振吊り	3φ200V	0.28	1	1.5S	F5-107-2と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-108-1	換気装置	※2	排気	片吸込シロッコファン	2	天井吊	5,680	3.0	防振吊り	3φ200V	2.2	1	2階スラブ内	F5-108-1と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-108-2	換気装置	※2	排気	ストレートシロッコファン (ガルバー)	1 1/4	天井吊	1,500	2.8	防振吊り	1φ100V	20W	1	2階スラブ内	F5-108-2と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-108-3	換気装置	※2	排気	ストレートシロッコファン	1 1/4	天井吊	220	1.5	防振吊り	1φ100V	20W	1	1.5S	F5-108-3と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-109-1	アンボイラ	※2	排気	片吸込シロッコファン	1 1/2	天井吊	2,020	2.4	防振吊り	3φ200V	0.75	1	2階スラブ内	F5-109-1と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-109-2	アンボイラ	※2	排気	ストレートシロッコファン	3/4	天井吊	1,000	5.0	防振吊り	1φ100V	8W	1	2階スラブ内	F5-109-2と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-110-1	物流一般	※3	排気	片吸込シロッコファン	1 1/2	床置き	2,900	3.1	防振スプリング	3φ200V	1.5	1	1.5S	F5-110-1と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-110-2	物流便所	※3	排気	ストレートシロッコファン	1 1/2	天井吊	450	1.5	防振吊り	3φ200V	0.18	1	1.5S	F5-110-2と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-110-3	物流ヘッド 洗浄機	※3	排気	片吸込シロッコファン	1	天井吊	1,000	1.5	防振吊り	3φ200V	0.4	1	1.5S	F5-110-3と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-111-1	厨房一般	※3	排気	片吸込シロッコファン	6	床置き	44,730	3.4	防振スプリング	3φ200V	15.0	1	1F 厨房	F5-111-1と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-111-2	厨房便所	※3	排気	片吸込シロッコファン	1	天井吊	950	1.1	防振吊り	3φ200V	0.4	1	1.5S	F5-111-2と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-111-3	厨房リム	※3	排気	ストレートシロッコファン	1 1/4	天井吊	200	1.0	防振吊り	1φ100V	20W	1	1.5S	F5-111-3と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-111-4	厨房便所	※3	排気	ラインファン	3 1/2	天井吊	550	1.2	防振吊り	3φ200V	0.2	1	1.5S	F5-111-4と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-111-5	キッチン	※3	排気	ラインファン	3 1/2	天井吊	600	9.0	防振吊り	3φ200V	0.2	1	1F	F5-111-5と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-201-1	2階外排気	※1	排気	消費ボックス付きシロッコファン	2	天井吊	3,870	3.0	防振吊り	3φ200V	1.5	1	2F	F5-201-1と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-201-2	2階外排気	※1	排気	消費ボックス付きシロッコファン	1 1/2	天井吊	2,100	2.5	防振吊り	3φ200V	0.75	1	2F	F5-201-2と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-202-1	リハビリ洗面室	※2	排気	ストレートシロッコファン (ガルバー)	1 3/4	天井吊	520	2.6	防振吊り	1φ100V	300W	1	1.5S	F5-202-1と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-202-2	リハビリ一般	※2	排気	片吸込シロッコファン (消費型)	2	天井吊	3,240	5.0	防振吊り	3φ200V	1.5	1	1.5S	F5-202-2と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-202-3	リハビリ便所	※2	排気	ストレートシロッコファン	1 3/4	天井吊	210	4.1	防振吊り	3φ200V	0.24	1	1.5S	F5-202-3と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-203-1	換気一般	※1	排気	片吸込シロッコファン	2	床置き	3,500	1.8	防振スプリング	3φ200V	2.2	1	7F 換気室	F5-203-1と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-203-2	換気リム	※2	排気	天井換気扇 (本体換気扇型)	1.0	天井吊	50	2.0	防振吊り	1φ100V	14W	1	2F	F5-203-2と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-204	換気室	※3	排気	片吸込シロッコファン (換気扇タイプ)	2	床置き	4,640	14.8	防振スプリング	3φ200V	3.7	2	7F	F5-204と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-205-1	ナース控室・廊下	※1	排気	消費型ストレートシロッコファン	1 1/2	天井吊	800	2.7	防振吊り	3φ200V	0.28	1	2F	F5-205-1と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-205-2	共用便所	※1	排気	消費型ストレートシロッコファン	1 1/2	天井吊	900	1.6	防振吊り	3φ200V	0.15	1	2F	F5-205-2と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													
F5-206-1	管理室一般	※3	排気	片吸込シロッコファン	2	床置き	4,180	4.9	防振スプリング	3φ200V	1.5	1	1.5S	F5-206-1と共通 地下電機室共用。 図付：F1-20612													

機器リスト：送風機														※ 青 字 取 替 給 排 気 フ ァ ン																
機器番号	系 統 名	種 別	型 式	番 号 別注	添 付	風 量 m³/h	静 圧 mmAq	防 爆	付属電動機		台 数	添付位置	備 考	機器番号	系 統 名	種 別	型 式	番 号 別注	添 付	風 量 m³/h	静 圧 mmAq	防 爆	付属電動機		台 数	添付位置	備 考			
									電 源	容量KW													電 源	容量KW						
FE-206-2	管理棟廊	※3	排気	消費型ストレートシロッコファン	1 1/2	天吊り	800	15	防振吊り	1φ100V	100W	1	2F	AC-206-2と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	FE-601-1	4-6階実務棟4連室	※3	排気	片吸込シロッコファン	2	床置き	5,000	4.3	防爆スプリング	3φ200V	2-2	1	7F 隔小室	AC-601-1と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-207	ハワイ大学第2学・図書室	※3	排気	消費ボックス付きシロッコファン	1 1/2	天吊り	1,920	2.1	防振吊り	3φ200V	0.75	1	2F	AC-207と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	FE-601-2	6階実務棟	隔間換気	※3	排気	ミニシロッコファン	20	天吊り	350	15		1φ100V	100W	1	6F	AC-601-2と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001
FE-208-1	第2学・図書室	※3	排気	消費ボックス付きシロッコファン	1 1/2	天吊り	1,320	2.5	防振吊り	3φ200V	0.4	1	2F	AC-208と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	FE-601-3	6階実務棟（小）	※3	排気	ミニシロッコファン	15	天吊り	250	15		1φ100V	75W	2	7F	AC-601-3と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-208-2	図書室UB	※3	排気	消費型ストレートシロッコファン	1 1/4	天吊り	380	14	防振吊り	1φ100V	45W	1	2F	AC-208-2と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	FE-602	4-6階実務棟1連室	※3	排気	片吸込シロッコファン	1 1/2	天吊り	1,500	2.8	防振吊り	3φ200V	0.4	1	7F 空間換気室	AC-602と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-209	会議室・実習指導室	※1	排気	消費ボックス付きシロッコファン	2	天吊り	2,450	1.8	防振吊り	3φ200V	0.75	1	2F	AC-209と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	FE-603	4-6階実務棟4連室	※1	排気	片吸込シロッコファン	2 1/2	床置き	5,510	2.1	防爆スプリング	3φ200V	1.5	1	7F 隔小室	AC-603と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-210	換気機室	※2	排気	片吸込シロッコファン（消費型）	2	天吊り	3,820	5.6	防振吊り	3φ200V	2.2	1	15S	AC-210と運転 低下電圧発生時、速換機2.5φ200V	FE-604	4-6階実務棟1連室	※1	排気	片吸込シロッコファン	1 1/2	天吊り	1,500	1.6	防振吊り	3φ200V	0.4	1	7F 空間換気室	AC-604と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-210-1	第2・電機棟本製作室	※2	排気	片吸込シロッコファン	1	天吊り	1,350	3.2	防振吊り	3φ200V	0.75	1	3F EVMR	FE-210-1と運転 低下電圧発生時、速換機1.2φ200V	FE-701-1	第2アースステーション	※3	排気	片吸込シロッコファン	2	天吊り	3,030	3.3	防振吊り	3φ200V	0.75	1	7F 空間換気室	AC-701-1と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-210-2	第2第1・金色コート	※2	排気	片吸込シロッコファン	1 1/2	天吊り	2,950	2.7	防振吊り	3φ200V	1.5	1	3F EVMR	FE-210-2と運転 低下電圧発生時、速換機1.2φ200V	FE-701-2	第2第1・汚物処理室	※3	排気	片吸込シロッコファン	2	床置き	2,700	2.8	防爆スプリング	3φ200V	0.75	1	7F 隔小室	AC-701-2と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-211	第2第2・生物検査	※2	排気	片吸込シロッコファン（消費型）	3	天吊り	7,990	6.8	防振吊り	3φ200V	3.7	1	15S	AC-211と運転 低下電圧発生時、速換機2.5φ200V	FE-701-3	第2シャワー室	※3	排気	片吸込シロッコファン	1 1/2	床置き	1,500	2.1	防爆スプリング	3φ200V	0.4	1	7F 隔小室	AC-701-3と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-212	第2第3	※1	排気	片吸込シロッコファン	2	床置き	5,150	9.6	防爆スプリング	3φ200V	3.7	1	7F 隔小室	AC-212と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	FE-701-4	第2第4	※3	排気	消費型ストレートシロッコファン	1	天吊り	100	10	防振吊り	1φ100V	16W	3	4、5、6 階廊下	AC-701-4と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-301-1	看護大附属棟一般	※1	排気	消費ボックス付きシロッコファン	1 3/4	天吊り	1,800	2.0	防振吊り	3φ200V	0.5	1	3F	AC-301と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	FE-701-5	第2第5	※3	排気	ミニシロッコファン	15	天吊り	150	15		1φ100V	75W	1	7F 隔小室	AC-701-5と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-301-2	看護大附属棟廊	※1	排気	消費型ストレートシロッコファン	1 1/2	天吊り	1,380	1.4	防振吊り	3φ200V	0.28	1	7F 隔小室	AC-301-2と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	FE-701-6	5階実務棟ユニット	※3	排気	ラインファン（内装ライニング）	2	天吊り	150	25		1φ100V	80W	1	7F	第2第5ユニット和室換気室 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-301-3	看護大附属棟、シャワー	※1	排気	消費型ストレートシロッコファン	1 1/4	天吊り	450	10	防振吊り	3φ200V	60W	1	3F	AC-301-3と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	FE-702-1	西アースステーション	※1	排気	片吸込シロッコファン	2	天吊り	3,430	2.3	防振吊り	3φ200V	0.75	1	7F 空間換気室（2）	AC-702-1と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-302-1	第2第1一般	※1	排気	消費型シロッコファン	1 3/4	天吊り	1,590	1.5	防振吊り	3φ200V	0.5	1	3F	AC-302と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	FE-702-2	第2第2・汚物処理室	※1	排気	片吸込シロッコファン	1 1/2	天吊り	2,000	1.8	防振吊り	3φ200V	0.75	1	7F 隔小室	AC-702-2と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-302-2	第2第2廊下 UB	※1	排気	消費型ストレートシロッコファン	1 1/2	天吊り	1,130	1.6	防振吊り	3φ200V	0.28	1	7F 隔小室	AC-302-2と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	FE-702-3	西シャワー室	※1	排気	片吸込シロッコファン	1 1/2	床置き	1,530	1.8	防爆スプリング	3φ200V	0.4	1	7F 隔小室	AC-702-3と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-303-1	第2第3一般	※2	排気	片吸込シロッコファン	1 1/2	床置き	1,610	2.5	防爆スプリング	3φ200V	0.4	1	3F EVMR	AC-303と運転 低下電圧発生時、速換機1.2φ200V	FE-703-1	第2第3	※1	排気	消費型シロッコファン	2	天吊り	1,800	2.8	防振吊り	3φ200V	0.8	1	7F 空間換気室（2）	AC-703と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-303-2	内装管理廊	※2	排気	ストレートシロッコファン	1	天吊り	100	8	防振吊り	1φ100V	16W	1	3F EVMR	AC-303-2と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	FE-703-2	第2第4廊	※1	排気	消費型ストレートシロッコファン	1 1/2	天吊り	800	7	防振吊り	3φ200V	0.1	1	7F 登 用	AC-703-2と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-304-1	NICU一般	※2	排気	片吸込シロッコファン	2	床置き	3,210	2.5	防爆スプリング	3φ200V	0.75	1	3F EVMR	AC-304と運転 低下電圧発生時、速換機2.5φ200V	FE-704-1	第2第5廊	※3	排気	片吸込シロッコファン	3	床置き	10,600	3.8	防爆スプリング	3φ200V	3.7	1	7F 空間換気室（2）	AC-704と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-304-2	汚物処理室	※1	排気	消費型ストレートシロッコファン	1	天吊り	250	5	防振吊り	3φ200V	0.02	1	3F	AC-304-2と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	FE-704-2	第2第5廊	※1	排気	消費型ストレートシロッコファン	1	天吊り	300	7	防振吊り	3φ200V	0.02	1	7F	AC-704-2と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-304-3	NICU清潔室、UB	※1	排気	消費型ストレートシロッコファン	1 1/4	天吊り	450	13	防振吊り	3φ200V	0.06	1	3F	AC-304-3と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	FE-704-3	第2第5廊管理廊	※1	排気	消費型ストレートシロッコファン	1	天吊り	100	4	防振吊り	3φ200V	20W	1	7F	AC-704-3と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001	
FE-305	手術室CR	※2	排気	片吸込シロッコファン	1 1/2	床置き	1,400	1.7	防爆スプリング	3φ200V	0.4	1	3F EVMR	AC-305と運転 低下電圧発生時、速換機1.2φ200V																
FE-306	手術一般室	※2	排気	片吸込シロッコファン	2	天吊り	4,200	3.2	防振吊り	3φ200V	1.5	1	3F EVMR	AC-306と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001																
FE-307	手術外来・救急室	※2	排気	ミニシロッコファン	1 1/2	天吊り	850	14	防振吊り	3φ200V	0.16	1	3F EVMR	AC-307と運転 低下電圧発生時、速換機1.2φ200V																
FE-308	第2廊下	※2	排気	ミニシロッコファン	1 1/2	天吊り	650	15	防振吊り	3φ200V	0.16	1	3F EVMR	AC-308と運転 低下電圧発生時、速換機1.2φ200V																
FE-309-1	手術室一般	※2	排気	片吸込シロッコファン（消費型）	2 1/2	天吊り	4,170	5.9	防振吊り	3φ200V	1.5	1	15S	AC-309と運転 低下電圧発生時、速換機2.12φ200V																
FE-309-2	手術室廊下UB	※3	排気	消費型ストレートシロッコファン	1	天吊り	100	11	防振吊り	1φ100V	16W	1	3F	AC-309-2と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001																
FE-309-3	手術室管理廊	※3	排気	消費型ストレートシロッコファン	1 1/2	天吊り	400	13	防振吊り	3φ200V	0.18	1	3F	AC-309-3と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001																
FE-310-1	中央実習一般	※3	排気	片吸込シロッコファン	2	床置き	4,810	5.1	防爆スプリング	3φ200V	2.2	1	15S	AC-310と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001																
FE-310-2	中央実習オートクレーブ	※3	排気	片吸込シロッコファン	1 1/2	床置き	1,750	3.0	防爆スプリング	3φ200V	0.75	1	15S	AC-310-2と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001																
FE-311-1	ICU一般	※2	排気	片吸込シロッコファン（消費型）	2 1/2	天吊り	4,400	5.7	防振吊り	3φ200V	1.5	1	15S	AC-311と運転 低下電圧発生時、速換機2.12φ200V																
FE-311-2	ICU管理	※3	排気	消費型ストレートシロッコファン	1 1/2	天吊り	770	20	防振吊り	3φ200V	0.18	1	3F	AC-311-2と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001																
FE-311-3	ICU UB	※3	排気	消費型ストレートシロッコファン	1	天吊り	100	12	防振吊り	1φ100V	16W	1	3F	AC-311-3と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001																
FE-312-1	手術室第2入室・廊下	※2	排気	片吸込シロッコファン	1 1/2	床置き	1,910	2.8	防爆スプリング	3φ200V	0.75	1	3F EVMR	AC-312と運転 低下電圧発生時、速換機1.2φ200V																
FE-312-2	手術室廊	※3	排気	消費型ストレートシロッコファン	1 1/2	天吊り	900	20	防振吊り	3φ200V	0.18	1	3F	AC-312-2と運転 低下電圧発生時、速 換 機 F1-10001																
FE-313-1	MF ICU	※2	排気	片吸込型シロッコファン	1	床置き	1,100	1.5	防爆スプリング	3φ200V	0.4	1	3F EVMR	AC-313と運転 低下電圧発生時、速換機1.5φ200V																
FE-313-2	MF ICU（廊下）	※2	排気	td																										

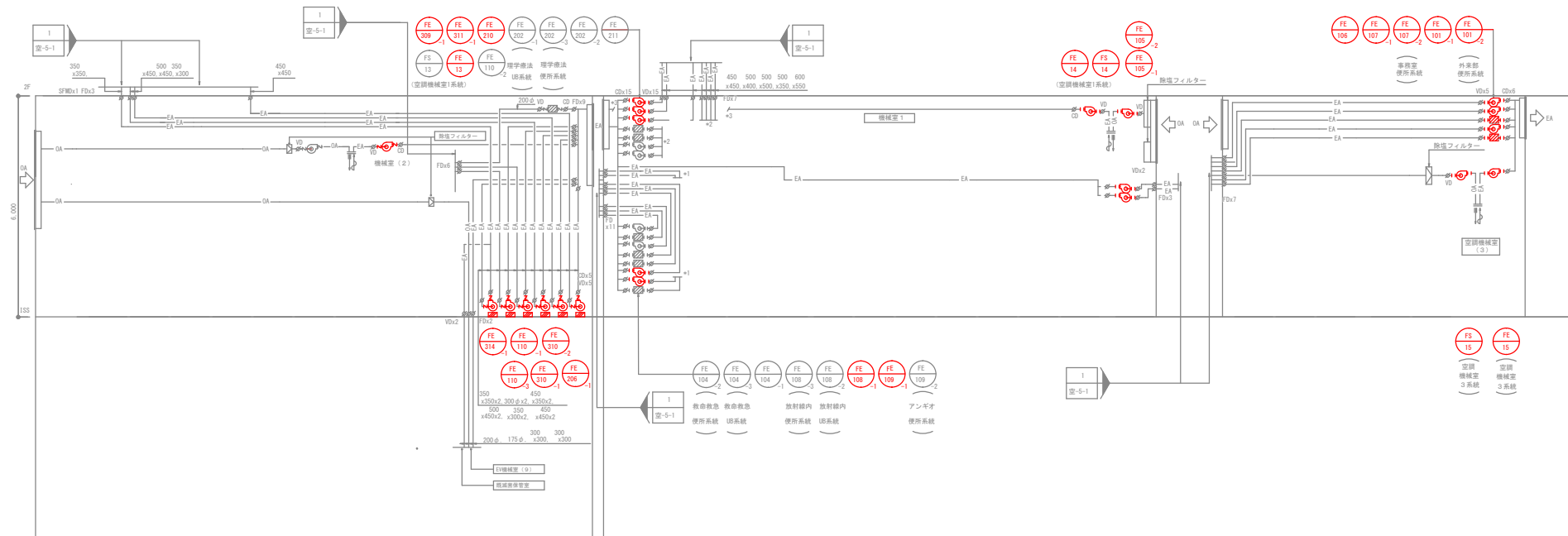
ダクト系統図 (1)

※ 赤表示 取替給排気ファン設置個所

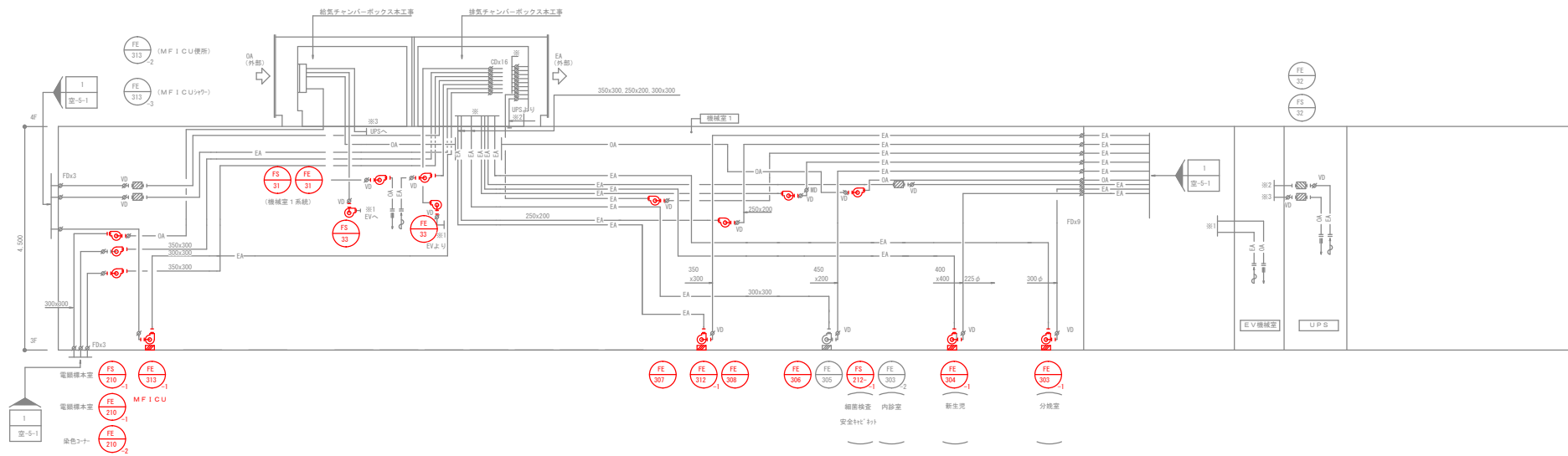


注記: — 〃 — は旧給排気ダクトを流す。
— 〃 — は旧給排気ダクトを流す。
— 〃 — は旧給排気ダクトを流す。

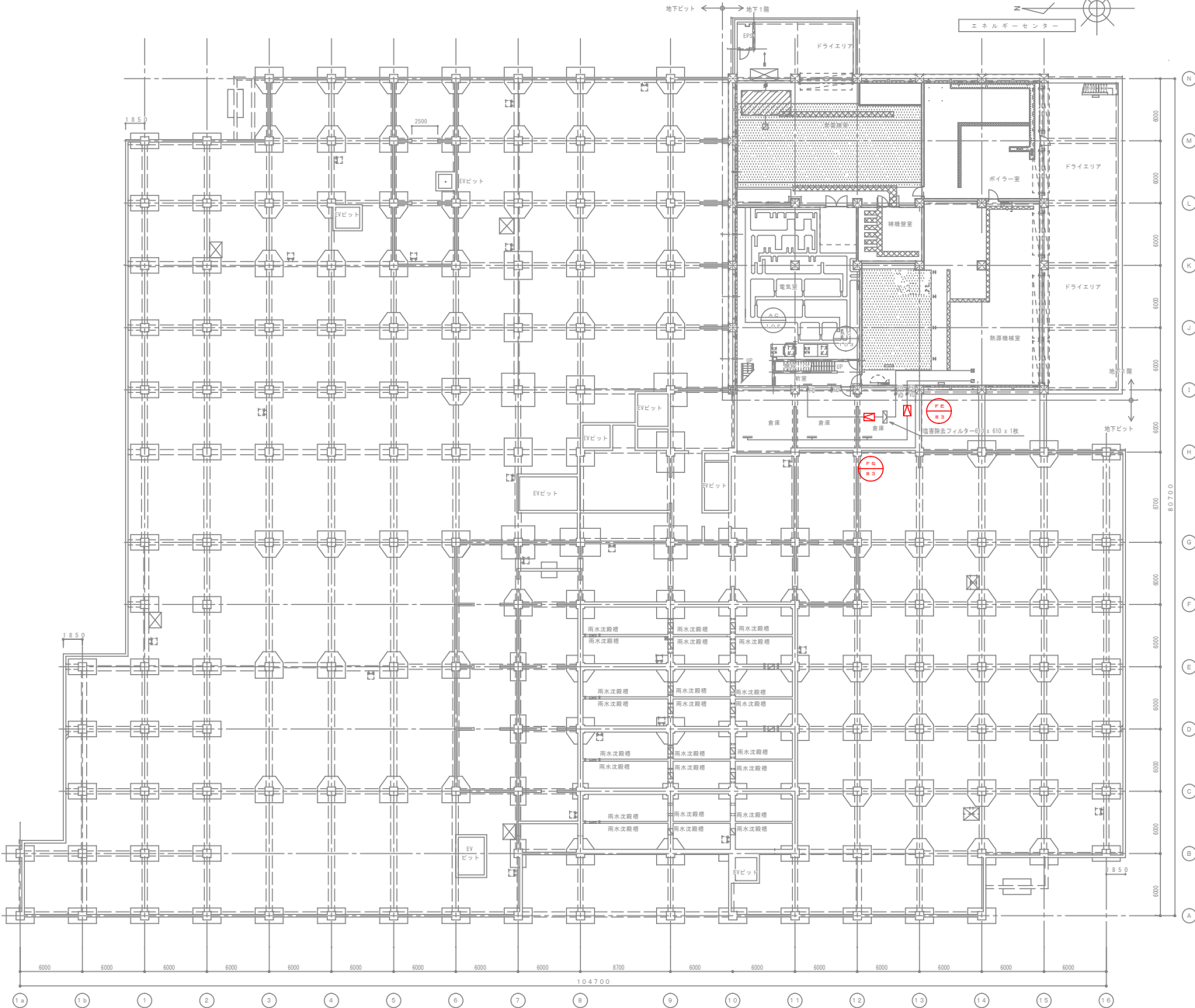
ISS系統 詳細図



3階機械室系統（1） 詳細図



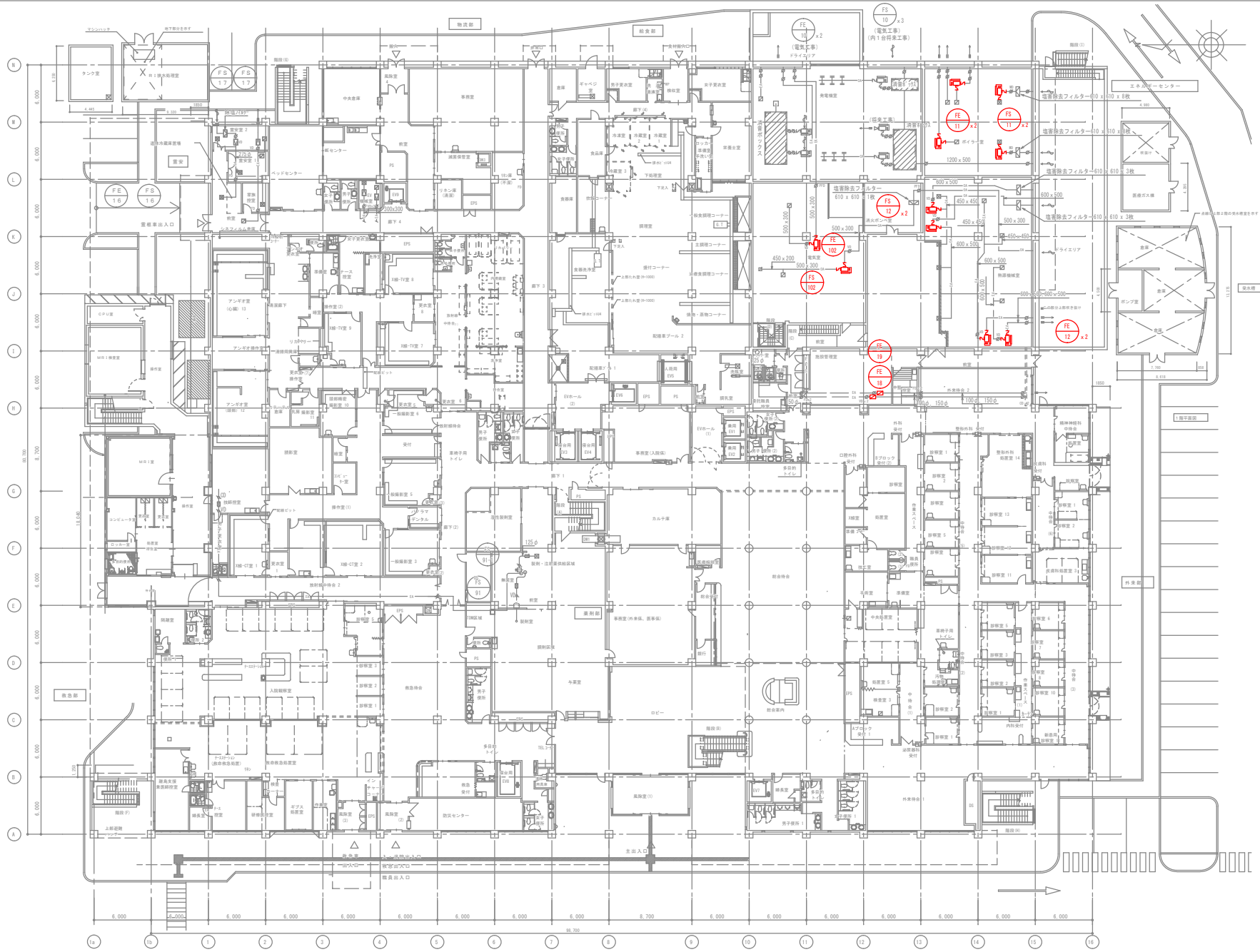
※ 赤表示 取替給排気ファン



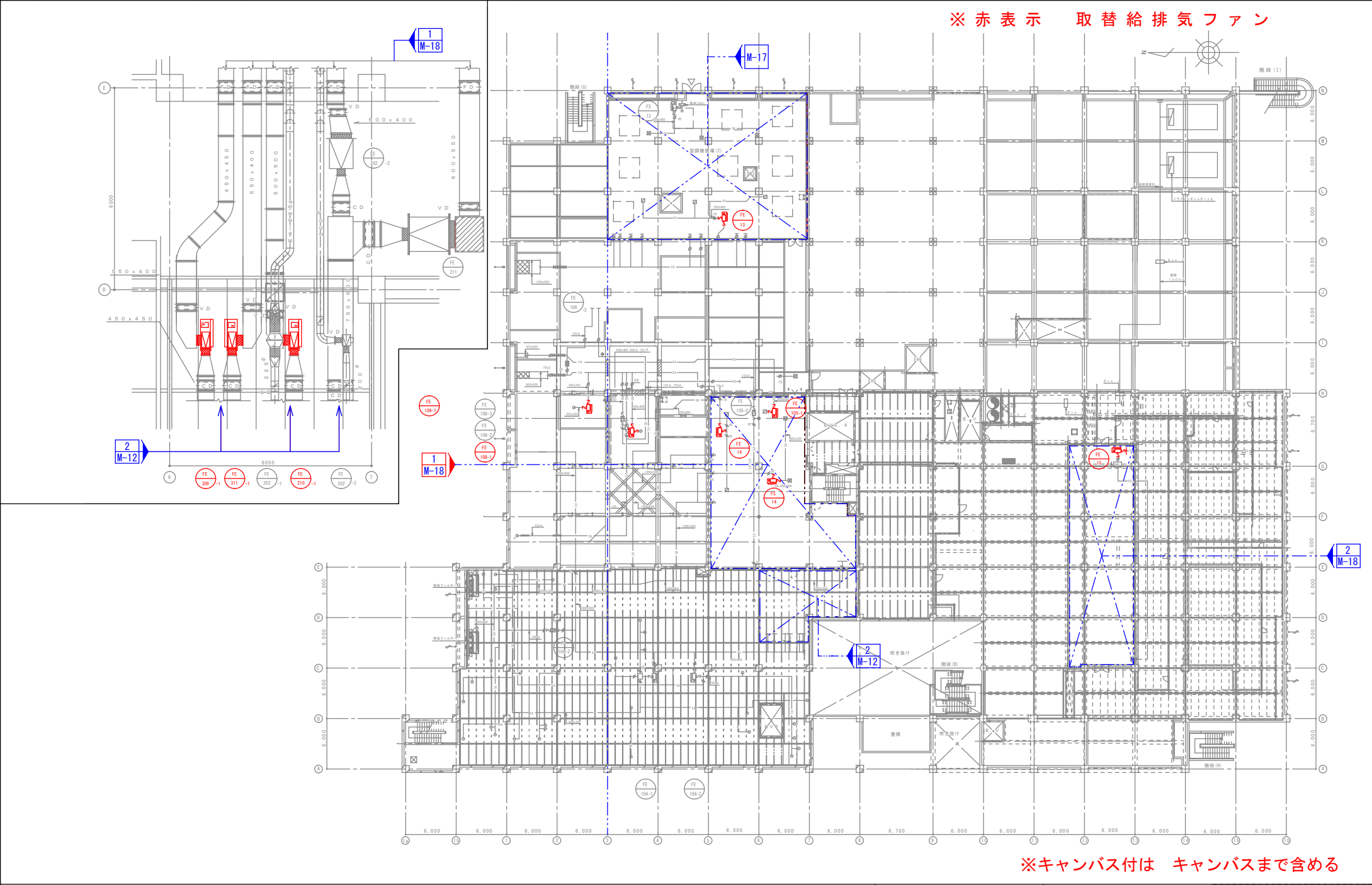
※キャンパス付は キャンパスまで含める

沖縄県立中部病院	日付 2023. 08. 25	工事名称 沖縄県立中部病院給排気ファン更新工事	縮尺 1/200
	作図 施設管理技士 宮平	図面名称 地下1階 給排気ファン配置図	図面番号 M-10

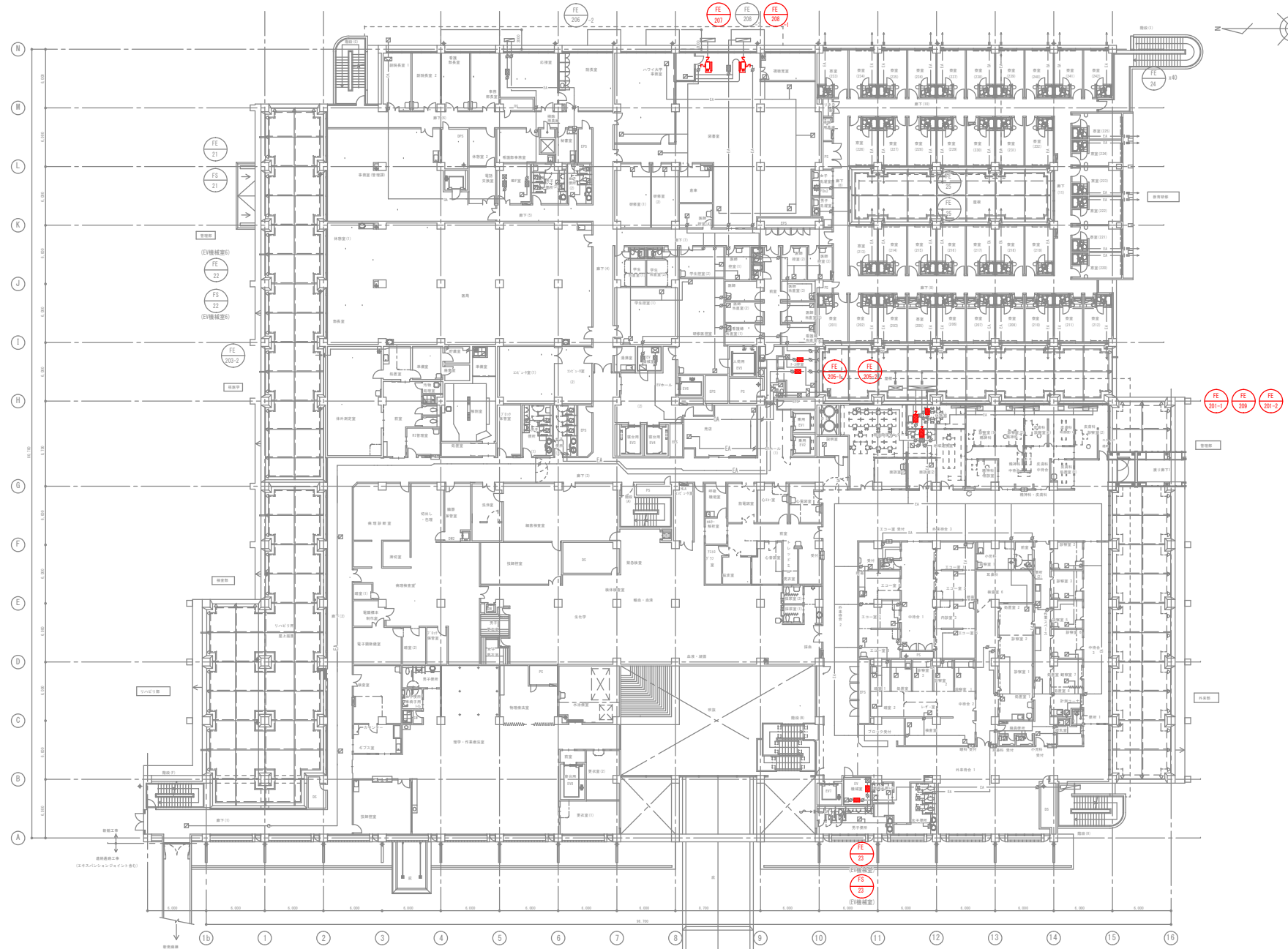
※ 赤表示 取替給排気ファン



※キャンパス付は キャンパスまで含める

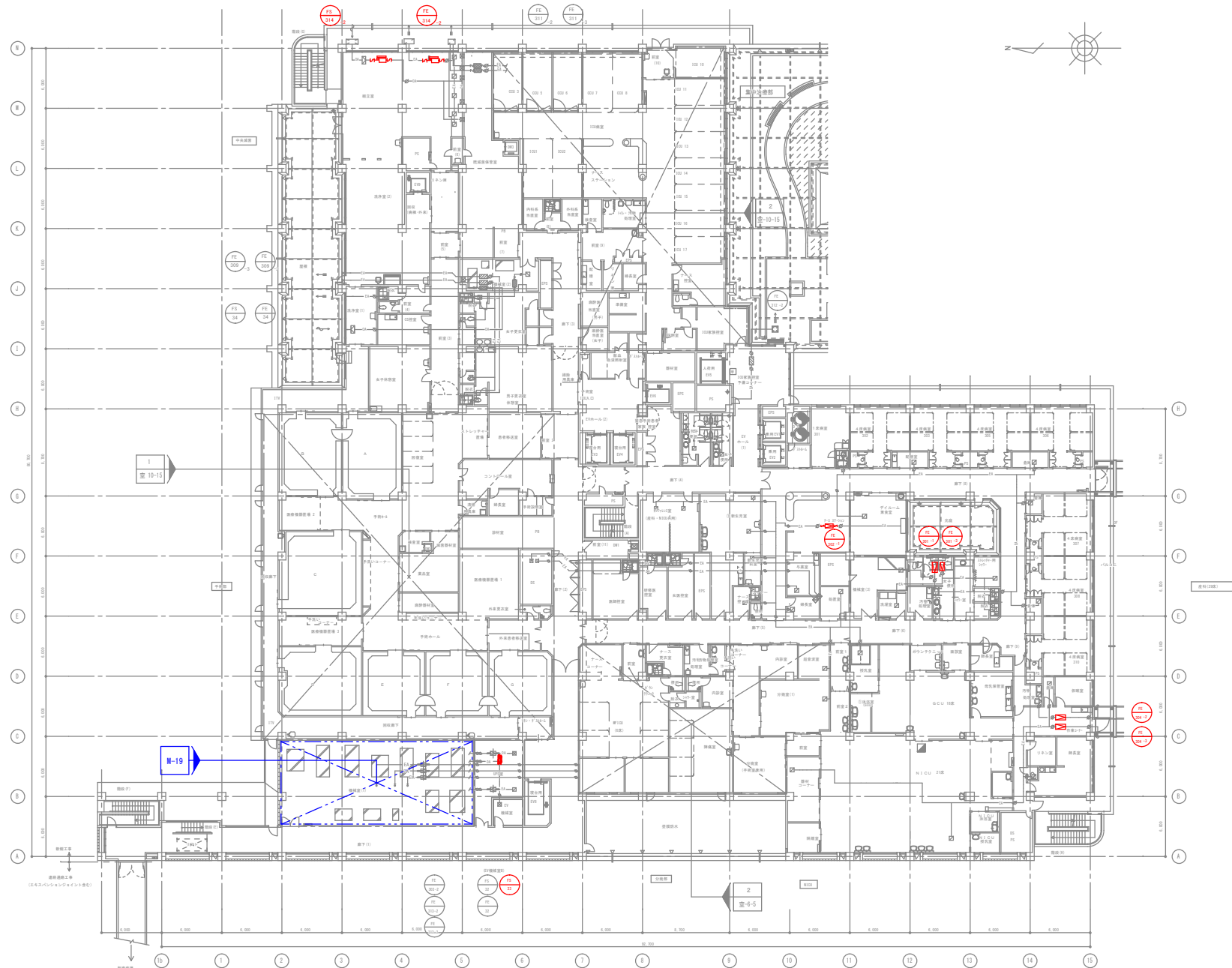


※赤表示 取替給排気ファン



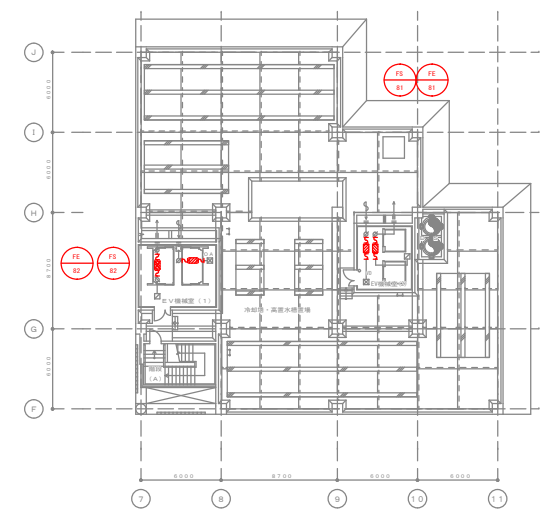
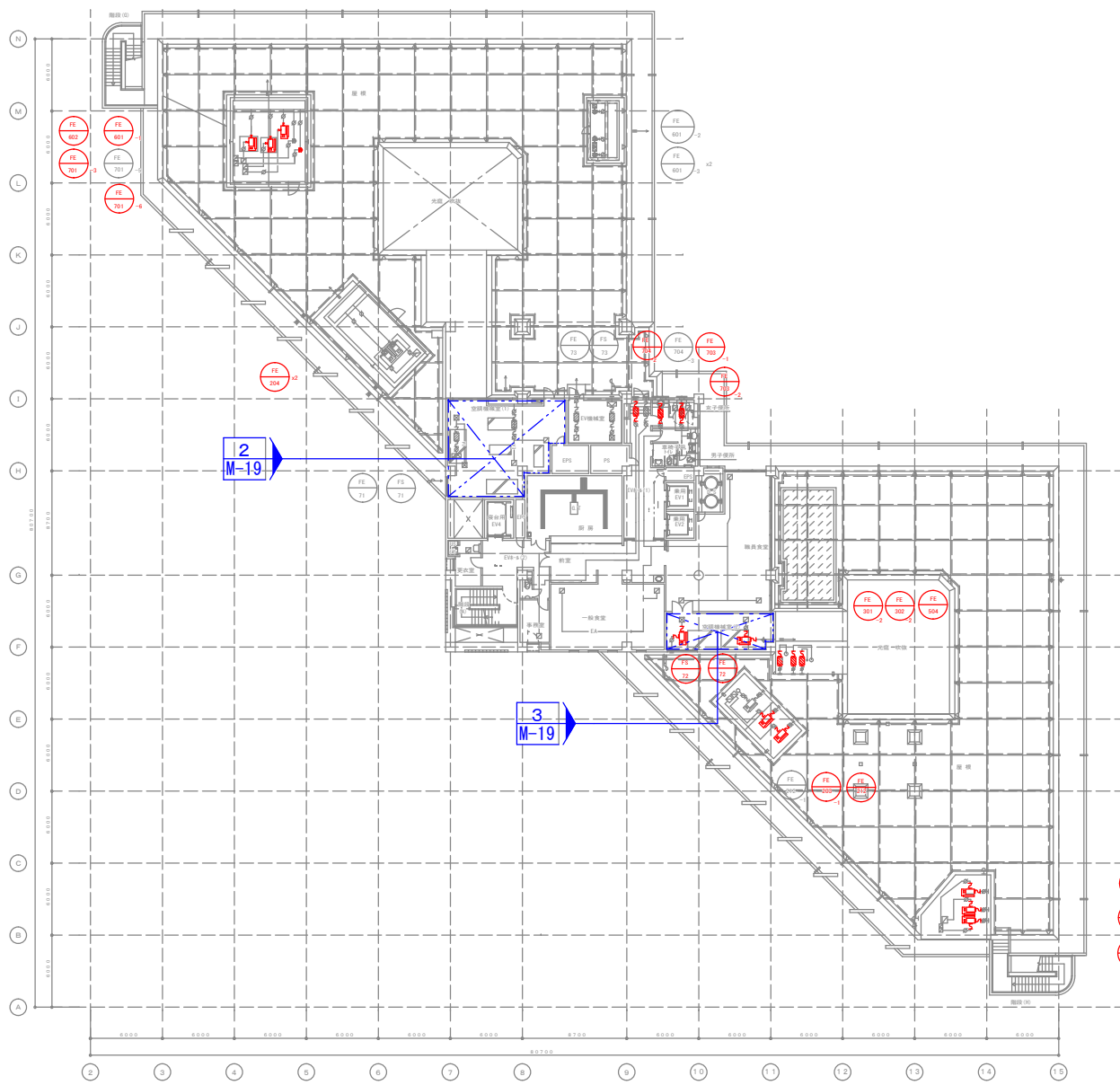
※キャンパス付は キャンパスまで含める

※ 赤表示 取替給排気ファン



※キャンバス付は キャンバスまで含める

※ 赤 表 示 取 替 給 排 気 フ ァ ン



※キャンパス付は キャンパスまで含める

※ 赤 表 示 取 替 給 排 気 フ ァ ン

ギャベジ室クーラー 冷媒配管やり替え

ギャベジ室クーラー室外機移設

※FE-111-1 厨房業務運営上、停止可能時間が
22:00~04:00までのため、天井内更新が
できない。屋外にダクト工事および本体新設
停止可能時間内に、室内側FE-111-1ダクト接続
範囲まで機器撤去後、ダクト設置。

FE-111-2
0-900CMH

FE-111-4
0-550CMH

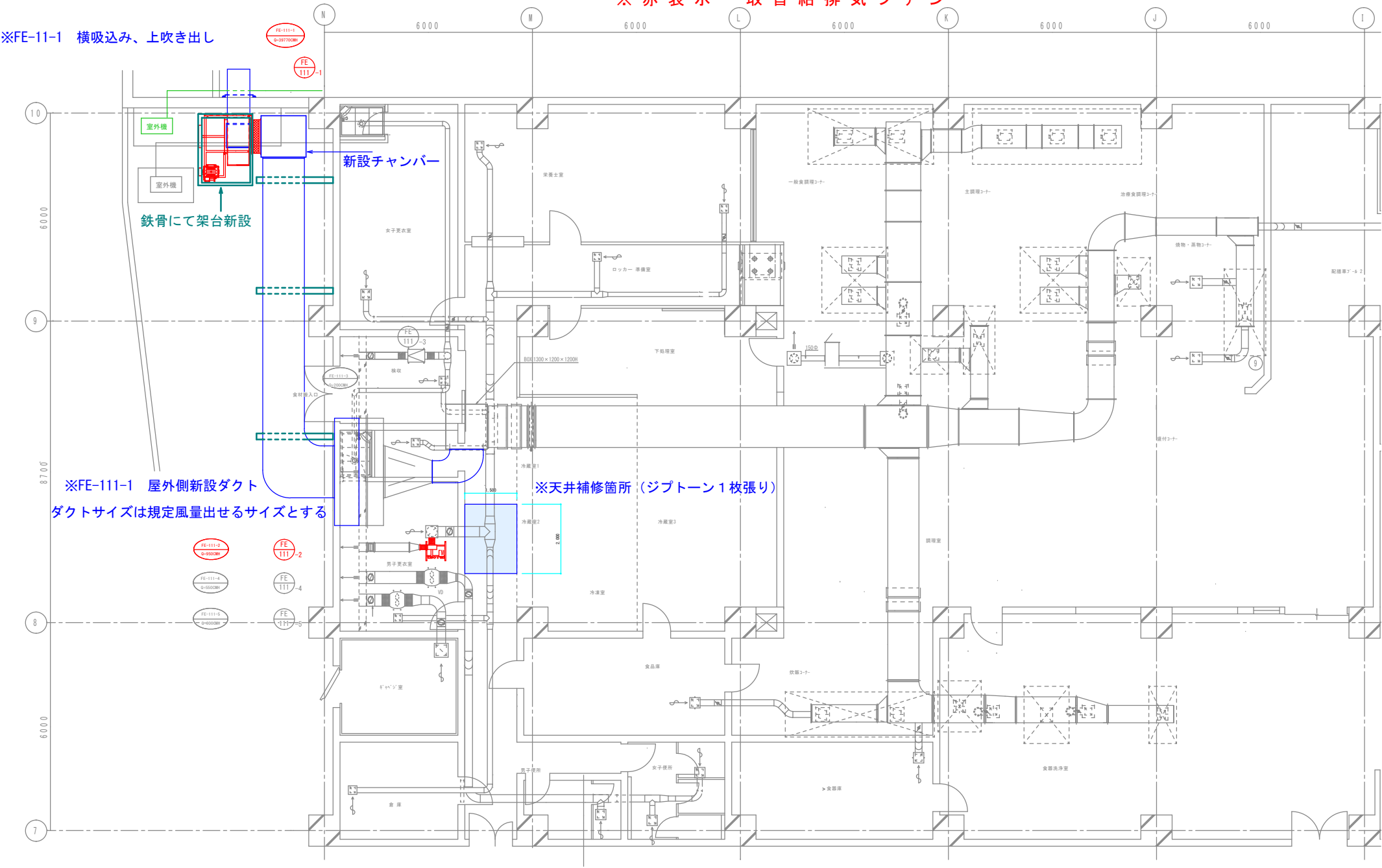
FE-111-5
0-400CMH

※FE-111-1解体撤去のため、天井解体

※キャンバス付は キャンバスまで含める

※ 赤 表 示 取 替 給 排 気 フ ァ ン

※FE-111-1 横吸込み、上吹き出し

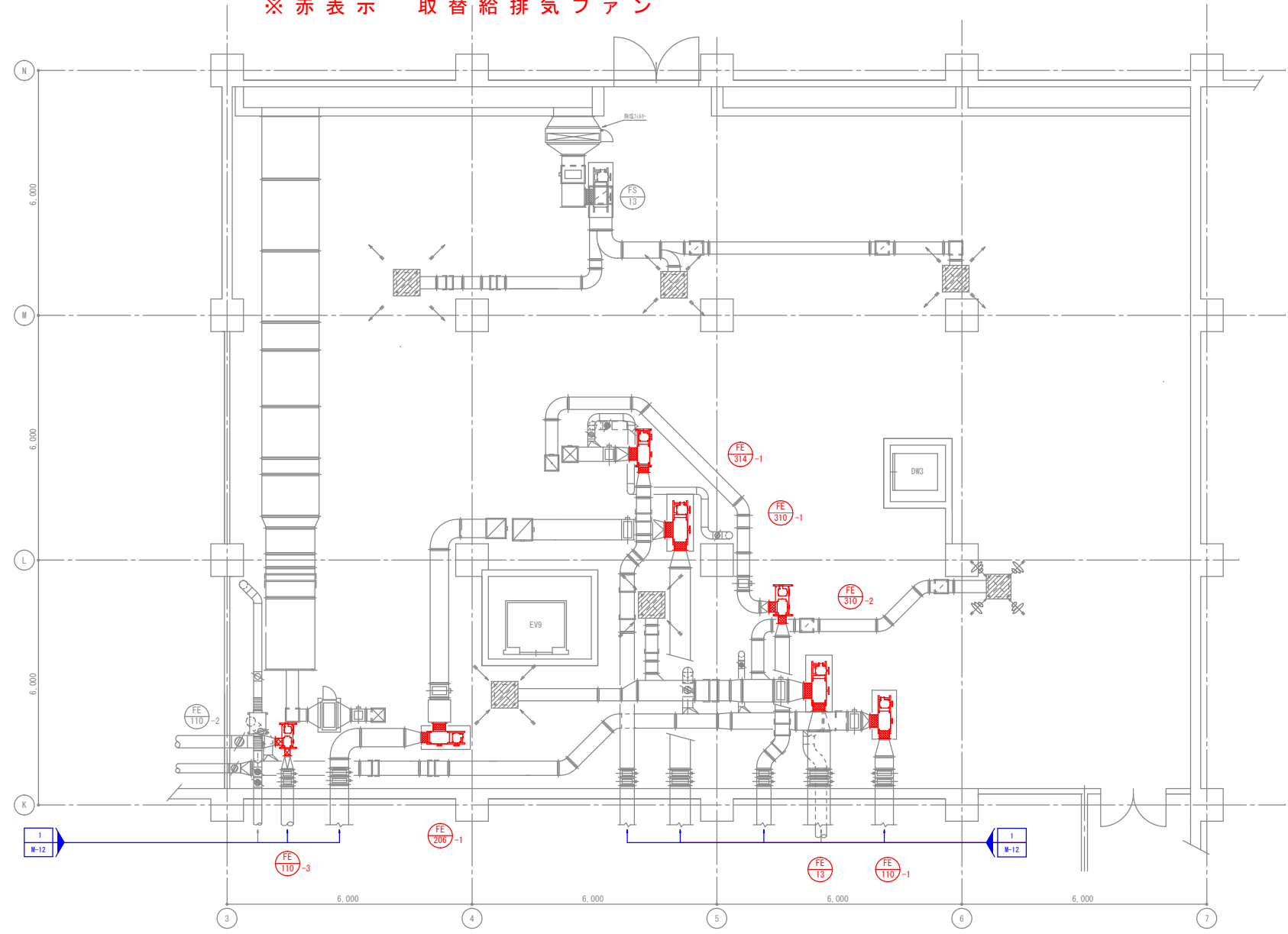


※FE-111-1 屋外側新設ダクト
ダクトサイズは規定風量出せるサイズとする

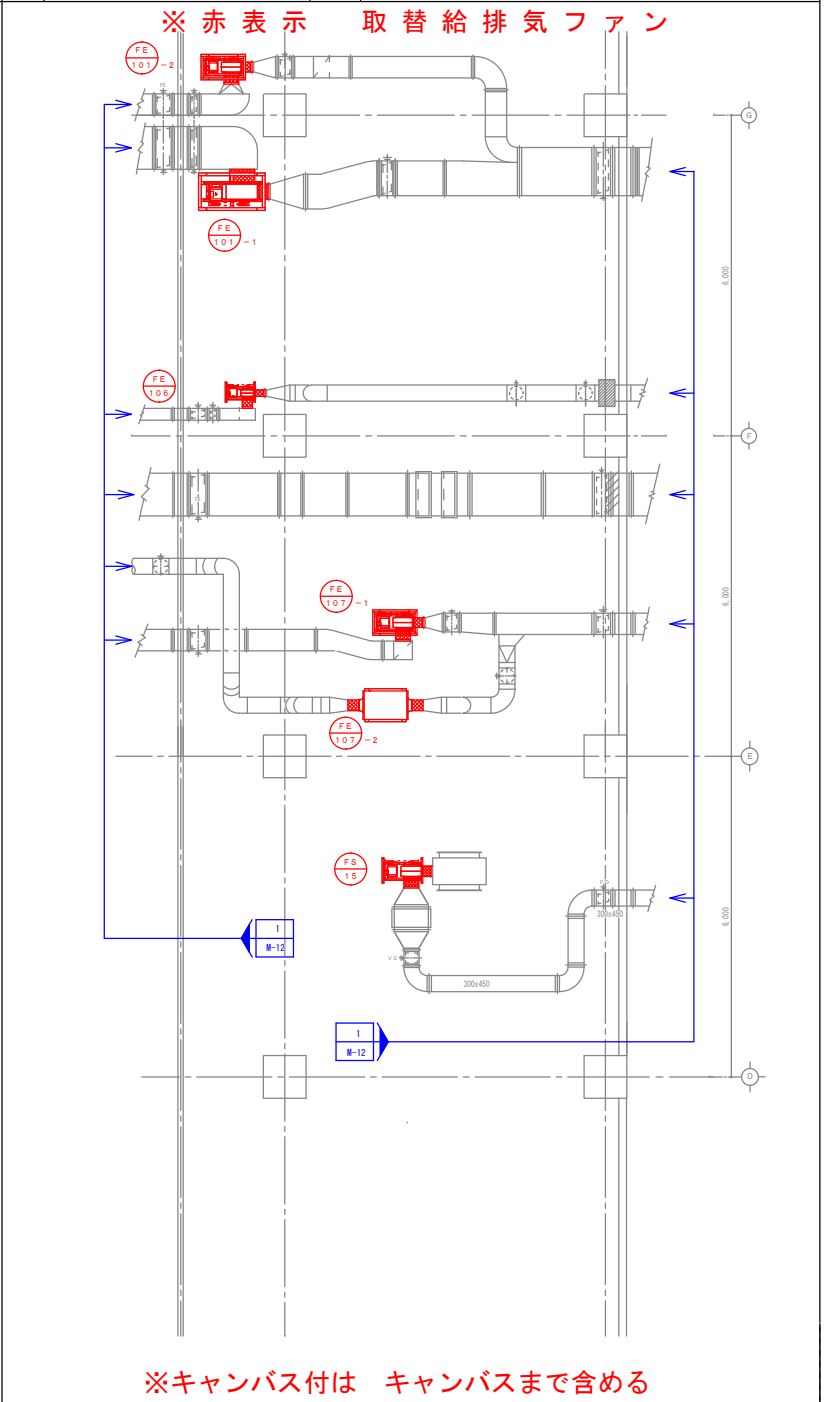
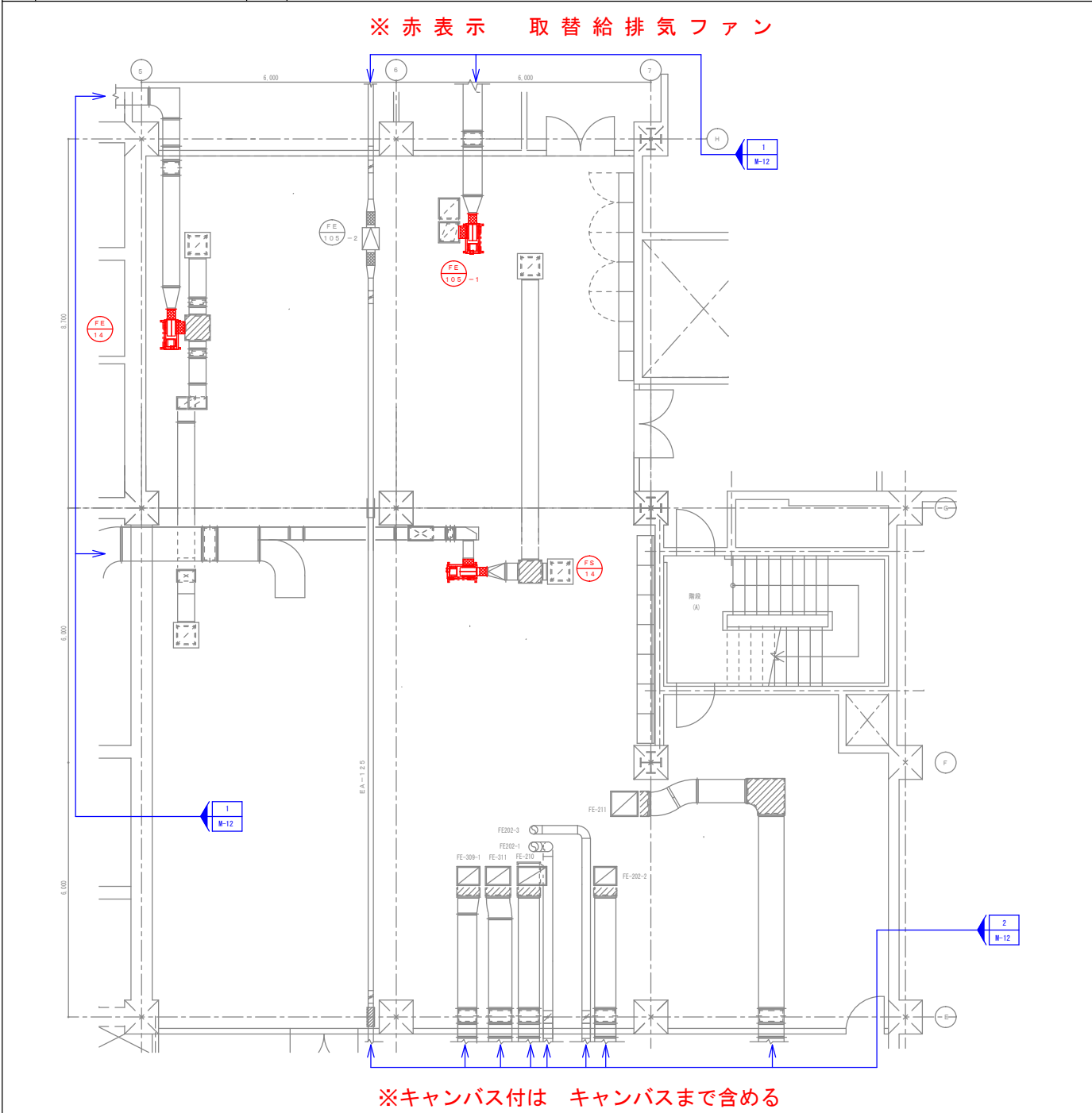
※天井補修箇所（ジブトーン1枚張り）

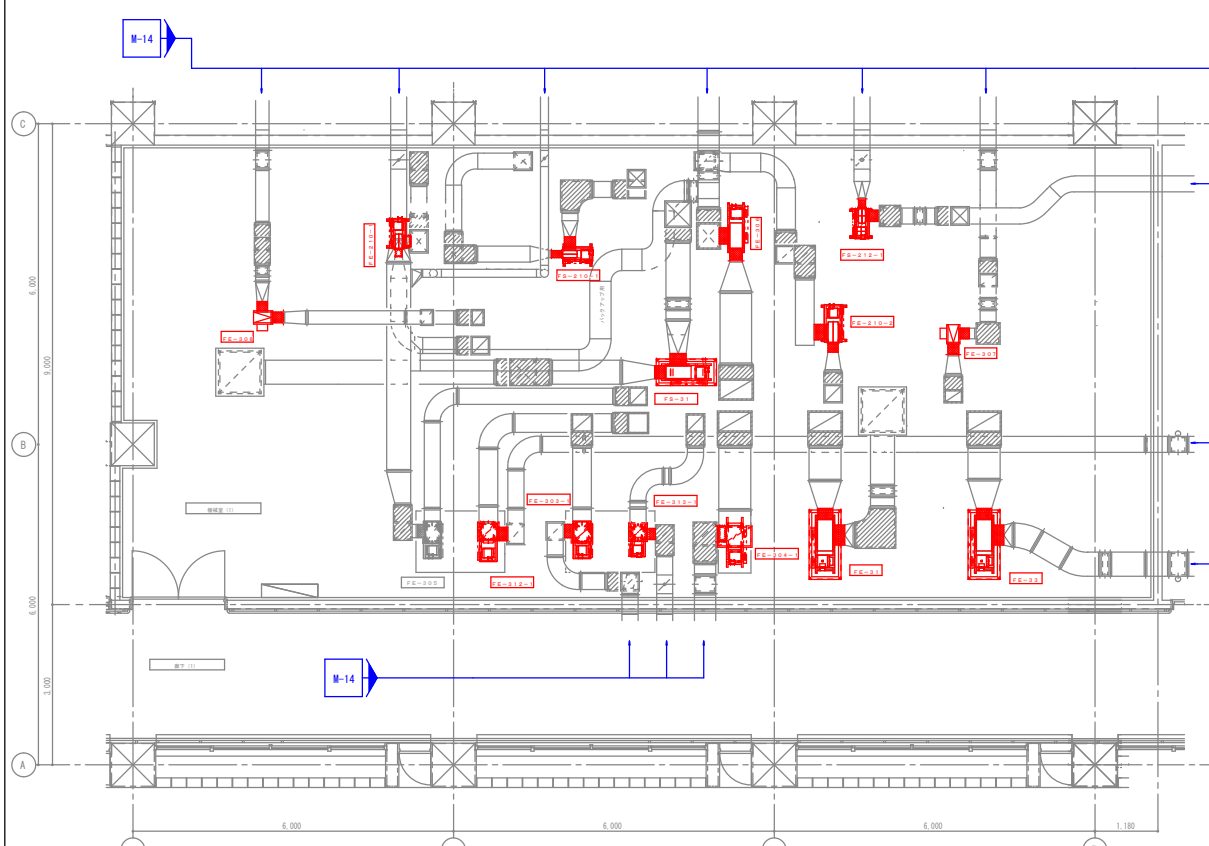
※キャンバス付は キャンバスまで含める

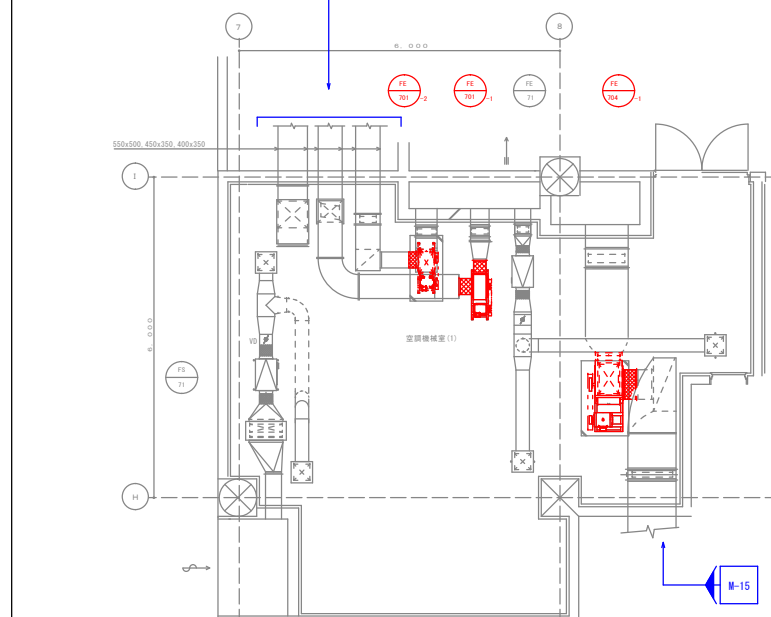
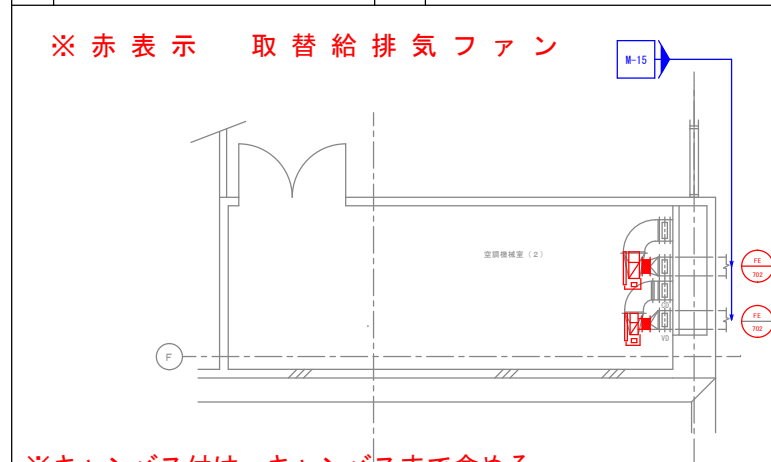
※赤表示 取替給排気ファン



※キャンバス付は キャンバスまで含める



1	3階空調機械室 給排気ファン配置詳細図	1/50
※赤表示 取替給排気ファン  ※キャンバス付は キャンバスまで含める		

2	7階空調機械室（1） 給排気ファン配置詳細図	1/50
※赤表示 取替給排気ファン  ※キャンバス付は キャンバスまで含める		
3	7階空調機械室（2） 給排気ファン配置詳細図	1/50
※赤表示 取替給排気ファン  ※キャンバス付は キャンバスまで含める		

日付 2023. 08. 25		工事名称 沖縄県立中部病院給排気ファン更新工事	縮尺 1/50
作図 施設管理技士 宮平		図面名称 3階・7階空調機械室 給排気ファン詳細図	図面番号 M-20

沖縄県立中部病院